

指定居宅サービス 指定居宅サービス（短期入所生活介護）
重要事項説明書 2025 3.1

この重要事項説明書では、当事業所の概要や当事業所が提供する短期入所生活介護サービスの内容、利用上ご注意いただきたいことについて説明します。

1. ご利用の事業所

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム鶯園（指定短期入所生活介護）
（平成12年4月1日指定 岡山県第3370300364号）
- (2) 目 的 介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話および機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 所 在 地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原337-1
- (4) 電話番号・FAX番号
電 話 （0868）26-0888
FAX （0868）26-0144
- (5) 施設長(管理者)名 小 泉 立 志
- (6) 運営方針 ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
②地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (7) 開設(サービス開始)年月日
平成12年 4 月 1 日
- (8) 通常の事業実施地域
旧津山市内
- (9) 営業日・営業時間
営 業 日 月曜日から日曜日まで（祝祭日を含む。）
受付時間 午前8時から午後5時まで
- (10) 利用定員 19名
- (11) 居室および設備等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
1 人 部 屋	13室	
2 人 部 屋	3室	
3 人 部 屋	室	
4 人 部 屋	室	
合 計	15室	
食堂兼ホール	6室	
機能訓練室	1室	
浴 室	1室	

☆利用者から居室変更を希望する旨申し出があった場合は、居室の空き

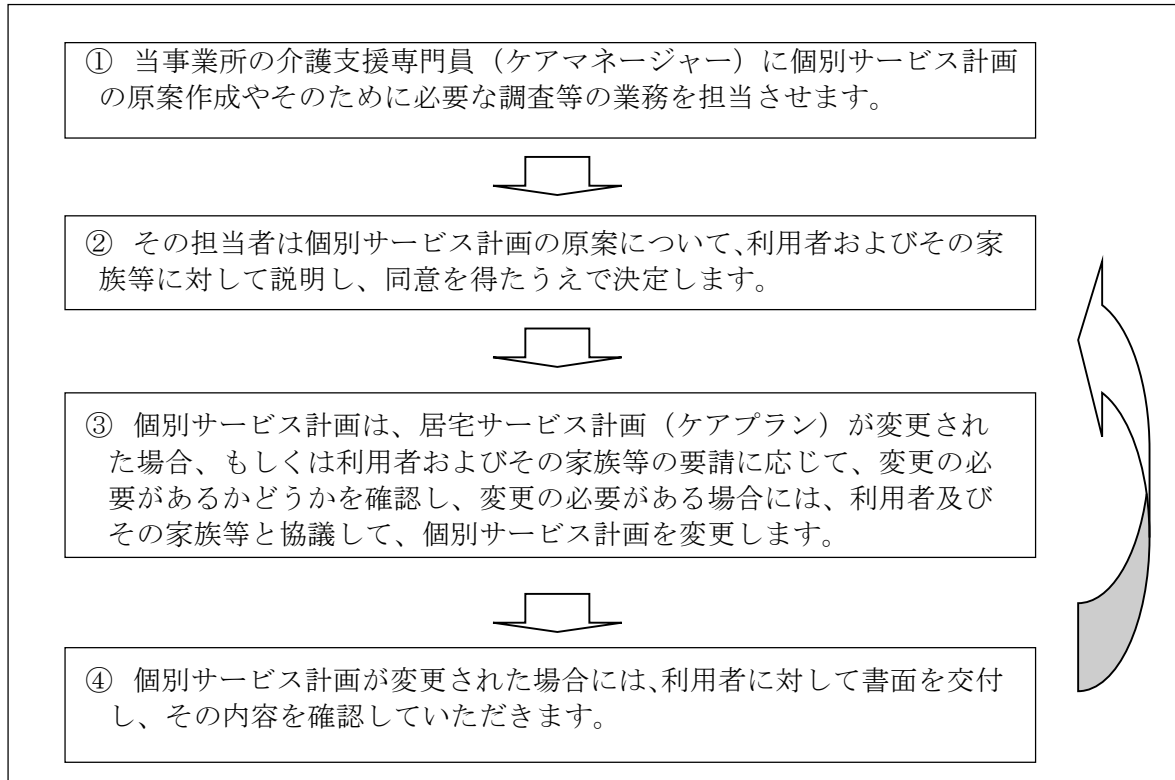
状況により施設でその可否を決定します。
また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、
その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定します

2. 経営法人（事業者）

- (1) 法人名 社会福祉法人 鶯園
- (2) 法人所在地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原337-1
- (3) 電話番号 (0868) 26-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 小林 和彦
- (5) 設立年月日 昭和48年3月16日

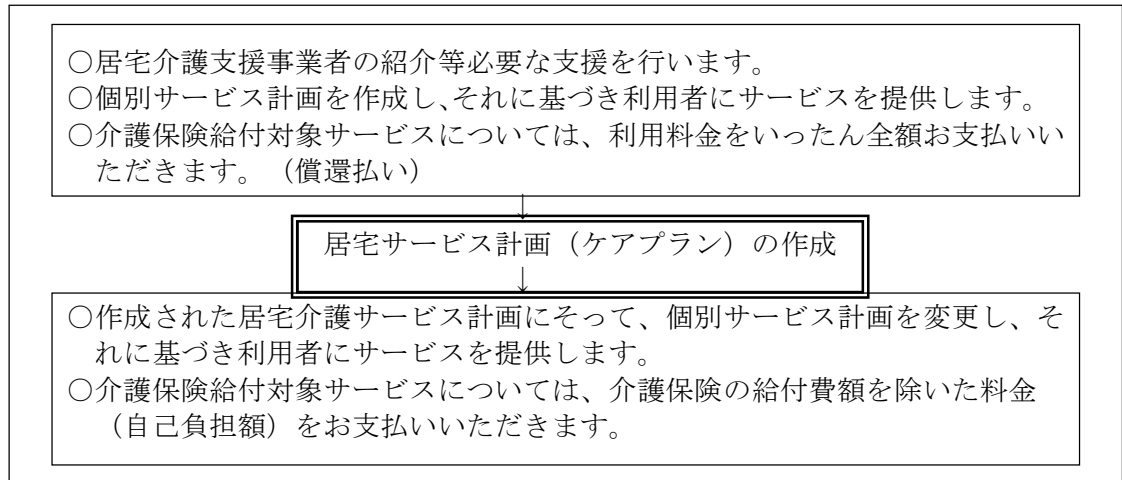
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービスの提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容をふまえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスにかかる介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。
契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第5条参照）

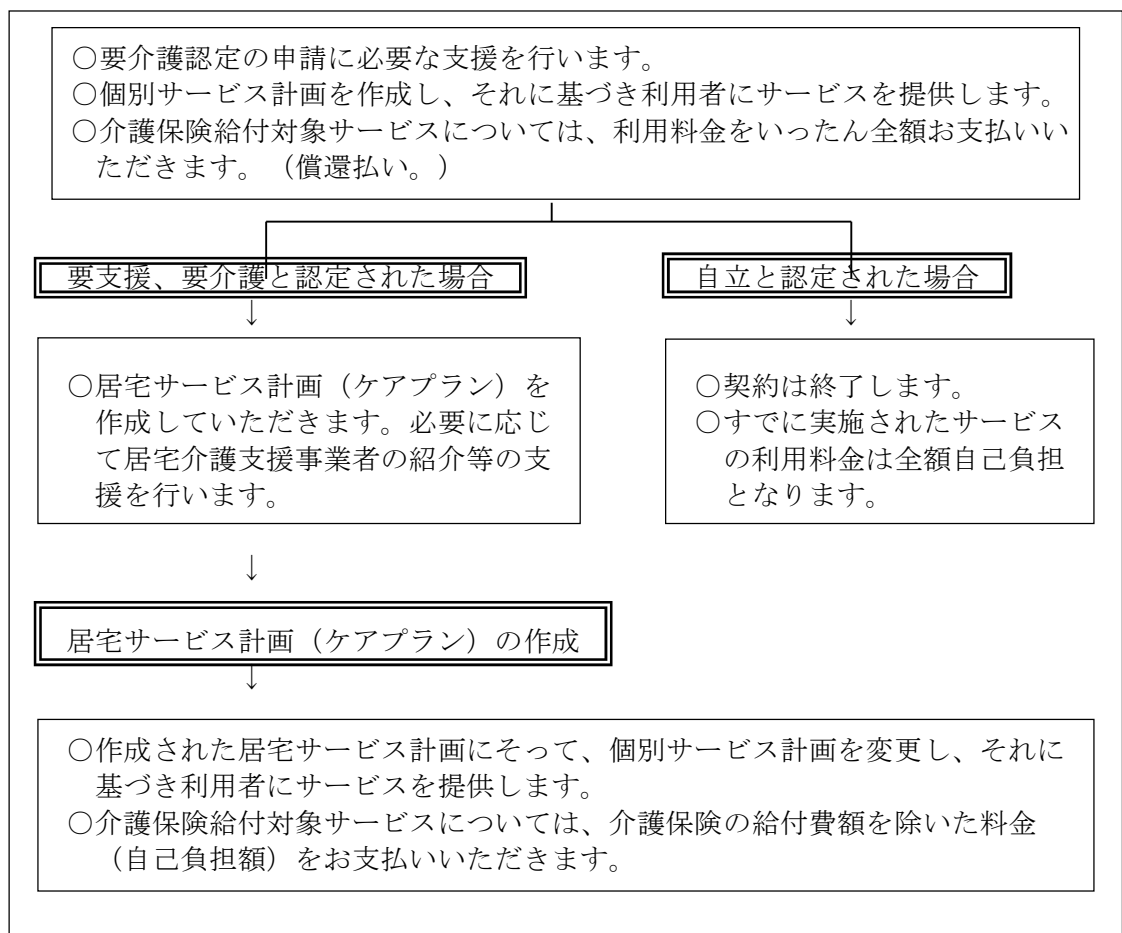


(2) 利用者に係る「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置にあたっては指定基準を遵守しています。

	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	38名以上	37名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	4名以上	3名
5. 機能訓練指導員（兼務）	（1名）	1名
6. 医師	0.2名	必要数
7. 管理栄養士	1名	1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間の総数を当施設における常勤職員の所定時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります

※1～7の職員数は併設の指令介護老人福祉施設業務との合計員数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	（内 科・外 科） 火・木・土曜日の午後
2. 生活相談員	午前8時 ～ 午後5時
3. 介護職員	日勤① 午前8時 ～午後5時 日勤② 午前9時 ～午後6時 日勤③ 午前9時30分～午後6時30分 日勤④ 午前9時 ～午後4時 日勤⑤ 午後5時 ～午後7時 夜勤 午後4時 ～翌日午前9時（4名）
4. 看護職員	日勤① 午前8時 ～午後5時 日勤② 午前8時30分～午後5時30分 日勤③ 午前9時 ～午後6時

〈主な職種の勤務体制〉

介護職員……………利用者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言を行います。

3名の利用者に対し1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。

生活相談員……………利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主に利用者の健康管理や療養上の世話をを行います。

4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

医 師……………利用者に対して健康管理および療養上の指導を行います。

3名の医師を週4日間（1回2時間）配置しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対し介護保険法令に従い短期入所生活介護ならびに介護予防短期入所生活介護を提供しますが、このサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第2条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

ア サービスの概要

①食 事（ただし、食材料費は別途ご負担いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の作成する献立により、栄養ならびに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝 食：午前8時から
昼 食：午後12時から
夕 食：午後6時から

②入 浴

- ・入浴または清拭を行います。ねたきりでも、機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴または清拭は週2回行います。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した24時間のトイレ介助、おむつの随時交換等を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥送 迎

- ・利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎が必要と認められる場合は、ご希望によりその居宅と当事業所間の送迎を行ないます。

⑥その他自立への支援

- ・ねたきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

イ 1日当りのサービス料金

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度により異なります。）

① 短期入所サービス料 1日（1割負担の場合の例の表記です）

要支援1	451円
要支援2	561円
要介護1	603円
要介護2	672円
要介護3	745円
要介護4	815円
要介護5	884円

② サービス提供体制加算（Ⅰ）1日 22円 ③夜勤職員配置加算（Ⅰ）1日 13円

③ 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）1日 12円

☆上記の表は、利用日1日当たりの標準的な金額です。利用料金の計算は実際には利用期間単位で行います。

☆送迎を利用したときは、片道につき184円（往復のときは368円）、その他、療養食加算（1回8円）認知症緊急対応加算（1日200円）若年性認知症受入加算（1日120円）緊急短期入所受入加算（1日90円）は必要時サービス利用料金に加算されます。

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数（1単位＝1円）に83/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。令和6年5月31日まで

☆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数（1単位＝1円）27/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。令和6年5月31日まで

☆介護職員等ベースアップ等支援加算は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数（1単位＝1円）16/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。令和6年5月31日まで

☆介護職員処遇改善加算は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数に140/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。（小数点以下四捨五入）令和6年6月1日より

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

☆連続して30日を超えて利用した場合介護保険給付はされません

☆加算その他の関係で、記載した金額が変更となる場合があります。

※平成27年8月より、一定以上の所得（本人の合計所得が160万円以上で同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の人）の年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯359万円以上）がある人がサービスを利用したときは利用者負担が1割から2割になります。要支援、要介護の認定を受けた人全員に利用者負担の割合（1割または3割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

また、平成30年8月より年金収入＋その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上の方は3割負担になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第3条参照)

ア サービスの概要と利用料金

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

支給限度額を超える値は利用者の担当する介護支援専門の算出する値によって計算させていただきます。

全額10割負担の場合は下記の料金が必要となります。

① 短期入所サービス料 1日

要支援1	4510円
要支援2	5610円
要介護1	5960円
要介護2	6650円
要介護3	7370円
要介護4	8060円
要介護5	8740円

② サービス提供体制加算 220円 ③夜勤職員配置加算 130円

④ 看護体制加算 120円

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数（1単位＝1円）に83/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。令和6年5月31日まで

☆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数（1単位＝1円）に27/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。令和6年5月31日まで

☆介護職員等ベースアップ等支援加算は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数（1単位＝1円）16/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。令和6年5月31日まで

☆介護職員処遇改善加算は上記①～④及び各種加算を算定した総単位数に140/1000を乗じたものがサービス利用料金に加算されます。（小数点以下四捨五入）令和6年6月1日より

☆ 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食材料費及び調理に係る費用です。

料金：1日1,445円：（朝食：400円・昼食：530円・夕食：515円）

☆ 居室料（滞在費）

料金：1日 個室：1,171円 多床室：855円（令和6年7月31日迄）

料金：1日 個室：1,231円 多床室：915円（令和6年8月1日から）

(3) 利用料金の支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、サービス利用期間最終日にお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更（契約書第9条参照）

○利用開始日の前に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更（利用期間の延長または短縮等）することができます。この場合、利用開始日の前々日までに事業者へ申し出てください。ただし、「利用期間の延長」の申し出の場合、「満室」により利用者の希望に沿えない場合があります。

○サービスの利用開始後に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更（利用期間の延長または短縮等）することができます。ただし、「利用期間の延長」の申し出の場合、「満室」により利用者の希望に沿えない場合があります。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合、利用者の希望により嘱託医の往診日に診療等を受けることができます。

6. 利用者負担の減免（契約書第11条参照）

(1) 事業者は、保険者が「住民税世帯非課税のうち特に生計が困難である者」と認めた利用者については利用者負担を減免することがあります。

「特に生計が困難である者」とは、

- ・市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
- ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者となってしまう者
- ・その他市町村民税世帯非課税であって、上記に準ずるものと市町村長が認めた者等をいいます。

(2) 利用者負担の減免の程度は、利用者の申請に基づいて市町村において決定の後交付される確認証に記載されたものとします。

(3) 事業者は、利用者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行いません。

7. サービス利用をやめる場合

契約期間満了の7日前までに利用者から文書によって契約終了の申入れがない場合には、契約はさらに6か月間（要介護認定期間）更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約が終了します。

(1) 契約の終了（契約書第19条参照）

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥利用者から解約または契約解除の申し出があった場合。（詳細は、以下(2)をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。（詳細は、以下(3)をご参照ください。）

(2) 利用者からの解約、契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約の全部または一部を解約、解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入所、入院された場合。
- ④利用者の「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合。（一部解約はできません。）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しな

い場合。

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者が当該利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解約させていただくことがあります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
- ③利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(4) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第23条参照）

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスに関わる条項は効力を失います。

(5) 契約終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などについて配慮するなど、契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護婦と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保存するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、研修

も定期的を実施し、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。

- ⑥利用者へのサービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。
- ⑧利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、またはまん延しないよう従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のために研修を定期的を実施します。
- ⑨利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のための業務マニュアルを作成し研修を実施し、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。
- ⑩利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第14条）

- 居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただくことがあります。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について（契約書第16条、第17条）

当事業所において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額60万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、亡くなった利用者の確定した債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

12. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受付ます。

○苦情受付窓口

特別養護老人ホーム鶯園

電 話 (0868) 26-0888

F A X (0868) 26-0144

○受付時間 毎日

午前8時～午後5時(ただし、F A Xは24時間受け)

○苦情受付者

苦情受付責任者 園長

苦情受付担当者 生活相談員

第三者委員会(年2回実施)

(1) 仲矢武夫 (連絡先: 津山市高野山西 367 TEL26-2862)

(2) 中村真也 (連絡先: 津山市国分寺 685-2 TEL26-2062)

(3) 横山悦子 (連絡先: 勝央町黒坂 371-2 TEL090-7779-0582)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体 連合会	岡山県岡山市桑田町11-6 岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8876
市町村介護保険担当	各市町村の介護保険担当窓口

13. 第三者評価の実施状況について

当施設は第三者評価を実施しております。

評価結果については、情報開示資料に掲載しています。

評価結果確定日: 平成30年10月22日

評価機関: 一般社団法人岡山県社会福祉士会

以 上